

5.住宅用火災警報器の悪質訪問販売等の事例（平成21年7月～平成22年2月）－総務省消防庁

総務省消防庁に寄せられた住宅用火災警報器の悪質訪問販売等の事例

これまでに消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案は132件となりました。依然、被害が全国的に発生しており、引き続き注意が必要です。

平成21年7月-平成22年2月の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案（情報）をご紹介します。

【設置しなければならぬと脅迫する手口】

- ・ 30代から40代くらいの男性2名が訪れ、1名が住警器を設置しなければならぬなくなったと居住者に話しかけている間に、もう1名が部屋数を確認し、居住者の了承を得ずに勝手に住警器を設置し始めた。途中、不審に思い、車のナンバーを確認するために外に出ようとしたが、すぐに制止され、話をしている30分程度の間設置が完了し、男性2名は領収証を渡さず、現金を受け取って帰った。（福岡県飯塚市）
- ・ 男性1名が訪れ、「消防の方から来ました。住警器を取り付けなくてはならない。消防の査察で住警器を取り付けていないと摘発される。」と言ってきた。居住者が断ると、その場から立ち去った。（広島県広島市）

【消防署からの委託で来たと偽る手口】

- ・ 「消防署からの委託を受けて、住警器の戸別訪問販売を行っている。」と断った上で、「義務化になったので設置しなければならぬ。」と言って、取付け工賃含め1個1万円で住警器を設置しようとした。不自然に感じ、また1個1万円は高いと思い断ったところ、すぐに帰っていった。（福岡県飯塚市）

【消防職員だと偽りとりつけようとする手口】

- ・ 作業服姿の30代男性1名が訪れ、居住者（80代）に「消防署の者だが住警器の点検にきた。」と言い、家に上がりこみ、部屋を見て周り「台所は設置しているが、あと5個必要。」と言って、6万5千円を要求。居住者がその場で払うと、男性は「近所で工事をしているので終わってから取付けにくる。」と言って立ち去り、そのまま戻らなかった。（北海道札幌市）
- ・ 「消防署の方から来た」と男性2名が訪れ、住警器の設置個数を調べるからと住居内に入り、「住警器は2個必要です。」と10,900円を請求され支払った。男性2名は住警器を取付けず、釣り銭を取りに行くと言ってそのまま立ち去った。（北海道紋別郡）

★【悪質訪問販売のよくある手口】★

- ・ 「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる。
- ・ 「消防署（または市役所）から来ました。」と嘘をついてだます。
- ・ 強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつける。 等

★【不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・】★

クーリング・オフ制度

住警器の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められている（住警器の訪問販売については8日間）。

[▲ このページの上に戻る](#)

目次

- [1.平成22年春の叙勲 婦防会長が旭日双光章を受章](#)
- [2.平成22年春の褒章 婦防元会長が藍綬褒章を受章](#)
- [3.平成22年度危険物安全週間について](#)
- [4.住宅防火対策推進シンポジウムの開催予定について](#)
- 5.住宅用火災警報器の悪質訪問販売等の事例（平成21年7月～平成22年2月）－総務省消防庁
- [6.【幼少年活動】奈良市幼防クラブ員が「火の用心 鯉のぼり」を製作ほか〔北見、八女〕](#)
- [7.【地方からの便り】雲南防火委員会が「防火クラブ・自主防災組織会長会議」を開催](#)
- [8.危険物取扱者試験、消防設備士試験実施のお知らせ](#)
- [9.【日本防火協会】少年消防クラブ指導者研修会を開催](#)